

アルコール検知器の選び方と留意点

(令和4年2月)

道路交通法施行規則（内閣府令）の改正により、安全運転管理者の新たな業務として

- 目視等による運転者の酒気帯びの有無の確認及び記録（令和4年4月1日から）
- アルコール検知器を用いた確認と同検知器の常時有効保持（令和4年10月1日から）

が義務付けられます。

安全運転管理者の方などから、

「アルコール検知器は、何時までに、どんな機器を準備すれば良いのか」

などといった照会が当協会に寄せられています。このような疑問に答えるため資料を作成しましたのでご活用ください。

アルコール検知器を何時までに準備すべきか

目視による確認は令和4年4月1日から実施しなければなりません。

アルコール検知器は、遅くとも令和4年10月1日までに準備する必要があります。

改正規則の施行期日前であっても、飲酒運転の防止に万全を期すため、早期に酒気帯びの有無の確認ができる体制を構築し、アルコール検知器を用いた確認を行うことをお勧めいたします。

どのようなアルコール検知器を準備すればよいのか

国家公安委員会が定めるアルコール検知器（注1）を準備する必要があります。

多種多様なアルコール検知器が市販されていますが、製品によっては「正しく検知されなかった」などとのトラブルもあるようです。

「アルコール検知器協議会」（注2）では、独自の認定制度を設け、認定機器として合格した30機種（8社）をホームページ（注3）で紹介しています。

アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認をどのように実施していくのか、測定回数ほどの位になるのかなど、それぞれの事業所における運用の仕組み、ランニングコスト等を検討のうえ、必要な機能を備えた信頼のおける機器の整備をお勧めします。

（認定機器の一例 ～「アルコール検知器協議会 NEWS VOL 8」より）



【認定機器の製造会社】

- 中央自動車工業(株)
- 東海電子(株)
- (株)タニタ
- フィガロ技研(株)
- サンコーテクノ(株)
- (株)パイ・アール
- テックウエルインターナショナル(株)
- (株)JVCケンウッド

注1) 国家公安委員会告示で「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器」と定められています。

注2) 「アルコール検知器協議会」は、アルコール検知器の技術や品質の向上並びにアルコール検知器の普及啓発等を目的に設立され、製造販売業者(26社)で構成されています。

注3) 認定機器の紹介ページ URL

https://j-bac.org/certified_devices/application_form/



「アルコール検知器を常時有効に保持する」とは

アルコール検知器は、正常に作動し、故障がない状態で保持しなければなりません。

このため、アルコール検知器の製造者が定める取扱説明書に基づき、適切に使用・管理し、定期的に故障の有無を確認するようにしましょう。

また、検知器のセンサーは使用によって劣化することから、その使用期間・回数も機器によって異なり、常に正しく測定するためには必要に応じてセンサーの交換、メンテナンス、検知器の買い替えなどが必要になってきます。

アルコール検知器の性能のことで相談できるところはないか

アルコール検知器を製造する会社では、メール等によるお問い合わせに対応しているところがあります。各社のホームページ等をご確認ください。

また、アルコール検知器協議会の認定機器製造会社では、無料でWeb講習を実施しているところもあります。これらの講習会に参加して知識を深めることも非常に有益なことと思われます。

アルコール検知器を使用するうえで留意すべきこと

アルコール検知器ごとに定められた測定、保管環境を守ってください。

アルコール検知器を、アルコールを含む除菌シートや布で拭き上げた場合等は、これに反応する可能性があります。このような場合は完全に揮発させてから使用しましょう。

また、アルコール検査は飲食、口腔内の影響を避けるため検査前にうがいをするようにするとよいでしょう。

アルコール検知器協議会からのお願い

アルコール検知器 正しい使い方してますか？

<h4>正しい運用</h4>  <p>点呼時に酒気帯びの有無を確認する際には、営業所ごとに備えられたアルコール検知器を必ず使う必要があります。</p> <small>(国物自動車運送事業協会の安全規則 第七条 旅客自動車運送事業運送規則 第四十四条)</small>	<h4>正しい測定</h4> <p>～測定・使用の際の注意事項・販売ガイドライン～</p>  <p>アルコール検知器に反応がありえる飲食物等をあらかじめ測定者に伝えておきましょう。</p> <p>飲酒以外でのアルコール反応があった場合の対処法を事前に伝えておきましょう。</p>  <p>アルコール検知器ごとに定められた測定、保管環境を守ってください。</p>
<h4>正しい日常点検</h4> <p>～常時有効性保持の義務化にともなう点検項目を実施～</p> <small>(国物自動車運送事業協会の安全規則 第二十条 旅客自動車運送事業運送規則 第四十八条)</small>  <p>損傷がないこと</p>  <p>電源が入ること</p>  <p>正常呼吸で反応が出ないこと</p>  <p>アルコール成分を含んだ呼吸等に反応があること</p>  <p>正常呼吸で再測定をして反応が出ないこと</p> <p>これらの確認、実施記録を保管することを推奨します</p>	<h4>正しい定期メンテナンス</h4>  <p>アルコール検知器のセンサーは、使用によって劣化するものであり、半永久的に使用できるものではありません。検知器ごとに定められた使用回数、期限を守ってください。また、精度維持のための修理、メンテナンス、校正、交換は必ずおこなってください。</p>



アルコール検知器協議会 事務局（サンコーテクノ株式会社 流山事業所内 機能材本部）
〒270-0107 千葉県流山市西深井1028-14

TEL.04(7155)6300 FAX.04(7155)6325

アルコール検知器の正しい使い方
https://j-bac.org/howtouse_baa/

